

中種子町農業委員会総会議事録

1. 令和5年8月28日第1回中種子町農業委員会総会を防災センター1階・第1会議室に会長これを招集する。

2. 出席委員

藤田幸司・牧瀬一典・鮫島安平・田中義人

森山昭市・中崎和行・梶原誠

中島秀人・永浜三津子・鎌田正司・瀨脇嘉則

出席推進委員

有留惣一郎・遠藤智史・増野幸孝・松原浩則

西田徹嗣・池山久志・八汐栄一

3. 欠席委員

上妻廣美

欠席推進委員

平山信一郎

4. 日程 第1 会議録署名委員の指名

日程 第2 会期の決定の件

日程 第3 議案第1号 農地法第3条申請について

日程 第4 議案第2号 農地法第5条申請について

日程 第5 議案第3号 非農地証明願いについて

日程 第6 議案第4号 農地法第5条申請許可後の事業計画変更について

日程 第7 承認第1号 農用地利用集積計画の一部変更について

日程 第8 承認第2号 農用地利用集積計画及び配分計画の承認について

日程 第9 承認第3号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しについて

5. 議事

(事務局長)お疲れ様です。ただいまから、令和5年第1回中種子町農業委員会総会を開会致します。はじめに、会長からご挨拶をお願い致します。

(会長) 挨拶

(事務局長)ありがとうございました。本日は、9番上妻委員から欠席の旨通告がありましたのでご報告致します。出席委員は13名中12名で、定足数に達しておりますので、総会は成立をしております。推進委員につきましては、5番平山推進委員から欠席の旨通告がありましたのでご報告致します。それでは、中種子町農業委員会会議規則により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の会議の進行は会長をお願い致します。

○さん。譲受人，住所中種子町○○○○○番地1，○○○○○さん。申請理由は，譲渡人が島外居住のため管理不能，譲受人が経営拡大で売買金額は10万円となっております。場所につきましては，9ページをお願いします。先ほど順位1で説明した場所の道を挟んだ反対側に位置する圃場になります。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議を宜しくお願いを致します。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に，順位3について，担当調査委員の11番中島委員から説明をお願いします。

(11番委員)はい，11番中島です。議案第1号順位3について説明を致します。去る8月4日，譲受人，○○○○○さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。申請筆数が多いため1筆のみ読み上げます。その他の筆については，お目通しをお願いします。土地の所在，大字○○，字○○○，地番○○○○，地目畑，面積○○○㎡，他6筆で合計が畑7筆で面積4,321㎡す。譲渡人，住所○○県○○市○○○○○○番地1，○○○○○さん。譲受人，住所中種子町○○○○○○番地，○○○○○さん。申請理由は，譲渡人が贈与，譲受人が受贈となっております。譲渡人と譲受人は，親戚になります。場所につきましては，10ページをお開きください。まず○○○の5筆については○○○○○○○から○○方面へ行きますと○○という青い標識がありまして，そのすぐ横になります。○○○の2筆については，そのまま○○方面に○○○○○○○に向かう道の途中の細い道に入った所にあります。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議を宜しくお願いを致します。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に，順位4について，担当調査委員の3番鮫島委員から説明をお願いします。

(3番委員)はい，3番鮫島です。議案第1号順位4について説明を致します。去る8月7日，譲受人，○○○○○さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在，大字○○，字○○○○，地番○○○○-1，地目畑，面積○○○㎡です。譲渡人，住所○○県○○市○○○○○○○丁目○番○○-○○○号，○○○○○さん。譲受人，住所中種子町○○○○○○○番地，○○○○○さん。申請理由は，譲渡人が島外居住のため管理不能，譲受人が経営開始で売買金額が農地に隣接する宅地込みで60万円となっております。場所につきましては，10ページをお願いします。○○公民館入り口の町道を○○○方面へ行きますと○○○○○の手前に十文字があります。そこを右へ○○線に出る道の途中になります。調査の結果，労働力，農業機械を確保しており，申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議を宜しくお願いを致します。

(議長)質疑なしと認めます。次に、順位7について、担当調査委員の1番藤田委員から説明をお願いします。

(1番委員)はい、1番藤田です。議案第1号順位7について説明を致します。去る8月14日、借人、〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇〇、地番〇〇〇-〇〇、地目畑、面積〇〇〇〇m²。貸人、住所中種子町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。借人、住所中種子町〇〇〇〇番地、〇〇〇〇さん。申請理由は、貸人が相手方の要望、借人が経営開始となっております。貸人と借人は親子になります。貸借の内容につきましては、無償による貸借期間10年間の使用貸借権の設定です。場所につきましては、13ページをお願いします。〇〇〇〇〇から〇〇〇〇〇〇の方へ約〇〇kmほど行った〇〇〇〇さん宅に隣接する農地になります。現在サトウキビを耕作していません。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議を宜しくお願いを致します。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に、順位8について、担当調査委員の3番鮫島委員から説明をお願いします。

(3番委員)はい、3番鮫島です。議案第1号順位8について説明を致します。去る8月3日、借人、〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社の社員である〇〇〇〇さんに聞き取り調査と申請地での現地調査を実施致しました。土地の所在、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇〇〇、地目畑、面積〇〇〇〇m²。貸人、住所中種子町〇〇〇〇〇〇〇番地2、〇〇〇〇さん。借人、住所中種子町〇〇〇〇〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇株式会社代表取締役 〇〇〇さん。申請理由は、貸人が相手方の要望、借人が経営開始となっております。貸借の内容については賃料が年間39,000円で貸借期間3年間の貸借権の設定となっております。場所につきましては、13ページをお願いします。〇〇〇公民館より〇〇集落内の国道の坂道に出る町道がありますが、公民館から約〇〇〇mほど行った所に〇〇さんの自宅があります。その〇〇さん宅の前の畑になります。調査の結果、労働力、農業機械を確保しており、申請地取得後の地域との調和要件に関しても支障はないと思われます。委員の皆様のご審議を宜しくお願いを致します。

(議長)ご苦労様でした。これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第1号については、許可することに異議はありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第1号「農地法第3条申請について」の所有権移転5件、貸借権3件については、許可することに決定しました。次に、日程第4、議案第2号「農地法第5条申請について」を議題とします。本案順位1について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい事務局です。資料の14ページをお願いします。議案第2号、農地法第5条申請順位1について説明致します。借受人〇〇〇さん、住所東京都〇〇区〇〇〇〇-〇〇-〇-〇〇〇〇, 貸人〇〇〇〇さん、住所中種子町〇〇〇〇〇番地3, 申請地が、大字〇〇, 字〇〇〇, 地番〇〇〇〇番2, 地目畑, 地積〇〇〇〇㎡です。転用目的はその他駐車場。申請理由は、島の観光業、また昨今の基地建設の状況からビジネスに於いてレンタカー事業のニーズがあると考え、当該地の隣接地に営業所の建設をし、当該地をレンタカーの駐車場として利用するため、本申請地を利用するものです。土地利用規制等につきましては、都市計画区域外、農振農用地内第1種農地、集落接続施設等に該当すると思われま。農振農用地内とありますが、先週8月23日付けで除外は完了しています。棟数、面積等はその他、駐車スペースと営業事務所で、隣接する宅地も使用し1,532㎡となっています。金融機関の残高証明書も提出されており、実現性ありと思われま。委員の皆様のご審議をよろしくお願い致します。

(議長) 次に、担当調査委員の1番藤田委員から説明をお願いします。

(1番委員) はい。1番藤田です。議案第2号農地法第5条申請順位1の現地調査について説明致します。この案件につきましては、先般8月10日午前10時20分より、会長、牧瀬委員、事務局、申請人の委任者である名越事務所立会いの下、現地調査を実施致しました。場所につきましては、図にあるとおりの〇〇〇さん宅に隣接する箇所でございます。〇〇〇〇から県道を〇〇方面へ〇〇〇mほど行った〇側になります。申請人は、島の観光業、また昨今の馬毛島基地建設の状況からレンタカー事業のニーズがあると考え、当該地にレンタカーの駐車場また、隣接する宅地に営業所を建設したいというものです。周辺は県道沿いであり、利便性も良いところから土地を貸借し利用するものです。資金についても金融機関の残高証明書が添付され、被害防除計画書及び誓約書が添付されています。現地で検討した結果、周辺への支障もないと思われま。委員の皆様のご審議をお願いします。

(議長) 現地に同行した委員、事務局から補足説明はありますか。

(事務局) ありません。

(議長) これから、審議を行います。質疑・意見はありますか。

(6番委員) はい。

(議長) 6番委員お願いします。

(6番委員) 6番森山です。農振地域内で除外されたということで問題ないと思いますが、図にある黄色で示した申請地と県道の間の部分が宅地ということですか。

(議長) 事務局お願いします。

(事務局) はい。そこが宅地になります。

(議長) 6番委員よろしいですか。

(6番委員) はい、わかりました。確認でした。

(議長) 他にありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めま。これから採決しま。議案第2号については、許可するこ

とにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第2号「農地法第5条申請について」は、許可することに決定しました。次に、日程第5議案第3号「非農地証明願いについて」を議題とします。

順位1について事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい事務局です。資料の15ページをお開きください。議案第3号非農地証明願い順位1について説明致します。申請地、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇番1、地積〇〇〇〇㎡です。申請人は〇〇〇〇〇さん、住所中種子町〇〇〇〇〇番地。申請理由は、土地登記簿の地目は畑となっていますが、平成10年から耕地として利用せず、現況は資材置場となっています。委員の皆様のご審議をお願い致します。

(議長)次に、担当調査委員の3番鮫島委員から説明をお願いします。

(3番委員)はい。3番鎌鮫島です。議案第2号、順位1非農地証明願いの現地調査について説明致します。この案件につきましては、先般8月10日午前10時00分より、濱協会長、藤田委員、平山推進委員、事務局、申請人の弟である〇〇〇〇さん立会の下、現地調査を実施致しました。場所につきましては、〇〇集落内の〇〇〇〇〇〇事務所の隣に車庫がありますが、すぐ〇側になります。土地登記簿の地目は畑となっておりますが、平成10年から耕地として利用せず現況は資材置場となっています。耕作しなくなって25年以上経っていることから現地で検討した結果、非農地が妥当と判断致しました。委員の皆様のご審議をお願いします。

(議長)現地に同行した委員、事務局から補足説明はありますか。

(事務局)ありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありますか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。次に、順位2について事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい事務局です。資料の16ページをお開きください。議案第3号非農地証明願い順位2について説明致します。申請地、大字〇〇、字〇〇、地番〇〇〇〇番1、地積〇〇〇㎡。申請人は〇〇〇〇〇さん、住所〇〇市〇〇〇町〇〇〇〇〇番地47。申請理由は、土地登記簿の地目は畑となっていますが、平成25年から耕地として利用せず、現況は山林となっています。委員の皆様のご審議をお願い致します。

(議長)次に、担当調査委員の7番中崎委員から説明をお願いします。

(7番委員)はい。7番中崎です。議案第3号非農地証明願い順位2の現地調査について説明致します。この案件につきましては、先般8月10日午前9時30分より、濱協会長、増野推進委員、事務局、申請人の委任者である松木事務所立会の下、現地調査を実施致しました。場所につきましては、先ほど3条申請の順位5で説明しました11ページにある申請地から〇〇集落の方へ〇〇〇mほど行った所になります。16ページの図でみますと、このあたりは現在工事が行われている所でございます。土地登記簿の地目は畑となっておりますが、平成25年から耕地と

して利用せず現況は山林となっています。耕作しなくなってから10年経っていることから現地で検討した結果、非農地が妥当と判断致しました。委員の皆様のご審議をお願いします。

(議長)現地に同行した委員、事務局から補足説明はありませんか。

(事務局)ありません。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第3号については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第3号「非農地証明願いについて」は、許可することに決定しました。次に日程第6、議案第4号「農地法第5条申請許可後の事業計画変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい事務局です。資料の17ページをお願いします。議案第4号農地法第5条申請許可後の事業計画変更について説明致します。この議案は、過去に許可を受けた案件で、転用事業者が事業計画を変更する場合に提出される申請となります。この案件は、令和4年10月21日付け、中農委指令第428号で許可を行ったものとなります。変更内容につきましては、転用目的の変更になります。当初は、飲食店を4店舗出店予定でしたが、応募者と雇用者が集まらず出店を取りやめることになりました。現在の種子島地域の宿泊施設の不足状況と昨今の天候不順による自然災害発生時の仮設宿泊施設として利用出来るトレーラーハウス(コンテナハウス)3棟と駐車場への変更となります。現在申請地につきましては、造成中であります。委員の皆様のご審議をお願いします。

(議長)これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長)質疑なしと認めます。これから採決します。議案第4号については、許可することにご異議ありませんか。

(委員)異議なし。

(議長)異議なしと認めます。したがって、議案第4号「農地法第5条申請許可後の事業計画変更について」は、許可することに決定しました。次に、日程第7承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局)はい事務局です。資料の21ページをお開きください。承認第1号、農用地利用集積計画の一部変更について説明致します。令和5年8月31日を公告日とする農用地利用集積計画の一部変更については、件数1件、筆数2筆、変更面積12,296㎡、契約年数10年間の合意解約になります。詳細につきましては、22ページから23ページに添付してあります。委員の皆様のご審議のほどよろしくお願い致します。

(議長)これから審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員)ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。承認第1号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、承認第1号「農用地利用集積計画の一部変更について」は、承認することに決定しました。次に日程第8、承認第2号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい事務局です。資料の24ページをお開きください。承認第2号農用地利用集積計画及び配分計画について説明致します。令和5年8月31日を公告日とする利用権設定、所有権移転2件、筆数22筆、貸借権4件、筆数6筆、面積54,179㎡の農用地利用集積計画及び配分計画を定めたいので承認を求めます。詳細については25ページから39ページに添付してあります。なお、貸借権順位3から順位6の4件については、中間管理事業法の集積一括方式による貸借で、配分計画を含んでおります。委員の皆様のご審議をよろしくお願いします。

(議長) これから、審議を行います。質疑・意見はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) 質疑なしと認めます。これから採決します。承認第2号については、承認することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、承認第2号「農用地利用集積計画及び配分計画の承認について」は、承認することに決定しました。次に日程第9、承認第3号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し」についてを議題とします。本件について、事務局の説明をお願いします。

(事務局) はい。事務局です。資料は40ページからとなります。承認第3号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し」について説明致します。改正農業経営基盤強化促進法が令和5年4月1日に施行されました。それに伴い本町の基本構想の見直しも行い、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条に基づき意見を求めるものです。見直しに伴い語句の変更、削除を行ったものです。委員の皆様のご審議をお願いします。

(議長) 今回の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直しに関しましては、農業委員会等各種団体の意見を聴取したいということです。皆様から意見等はありませんか。

(委員) ありません。

(議長) ご意見等ないようですので、これから採決します。承認第3号について、承認することにご異議ありませんか。

(委員) 異議なし。

(議長) 異議なしと認めます。したがって、承認第3号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の見直し」については、承認することに決定しました。

(議長) これで、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。令和5年第1回中種子町農業委員会総会を閉会します。ご苦勞様でした。